

## デジタル社会における新たな地方創生の実現に関する決議

新型コロナウイルス感染症により、我が国の国民生活や経済活動に甚大な影響がみられ、東京一極集中のリスクの重大さが再認識された。

また、地域経済の低迷や、デジタル・トランスフォーメーションの進展、テレワーク・兼業といった新たな働き方の普及など、経済・社会に構造的な変化が生じている。

このような中、国においては、デジタル化の恩恵を国民や事業者が享受できる社会を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現を掲げている。

こうした変化を踏まえ、今こそ、東京一極集中を是正し、分散型国土の具現化を図る大胆な政策を打ち出すことが必要である。

同構想を推進力として、誰一人取り残さないデジタル社会の実現を図り、従来からの地方創生の取組についても一層強力に推進することが重要である。

### （新たな地方創生の実現）

それぞれの地域がその活力を十分発揮し、国・都道府県・市町村等が相互に連携を図りながら、様々な課題に一丸となって取り組むことができるよう、国においては、我が国のグランドデザインと今後の地方創生の取組の方向性を明確に示すこと。

また、新たな地方創生を実現するため、政府関係機関や企業の地方移転の推進、地域における創業の促進、生産拠点の積極的な地方分散化、地方拠点強化税制の拡充、地方移住の推進など、地方へのひとやしごとの流れを作り出す施策を強力に推進すること。

### （デジタル化の推進）

A I 等のデジタル技術については、人口減少が進む地方においてこそ、様々な課題解決や地域の魅力向上に資するものであるため、これらを活用したイノベーションの社会実装に向けた支援を充実すること。

あわせて、S o c i e t y 5.0 の実現を支える5 G ・ 光ファイバ等のI C T インフラ整備については全国への速やかな展開を推進すること。

行政のデジタル化を進展させるためには、専門知識を有する多種多様な人材が不可欠であることから、デジタル人材の育成・確保については、一般職と専門職双方において、都市自治体における具体的な取組がより進むよう、さらなる支援を行うこと。

また、デジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及促進のため、国において、国民の利便性を高める取組を推進するとともに、国民に対する広報を一層充実すること。

さらに、基幹業務システムの統一・標準化について、すべての都市自治体が円滑に移行できるよう、的確なスケジュールのもとに、情報提供やきめ細かなフォローアップを行うとともに、必要な財政支援を確実に行うこと。

加えて、個人情報利活用については、改正個人情報保護法の施行に当たり、国民の理解が得られるよう、国として解りやすく丁寧に説明すること。

### **（デジタル化の推進と地方創生の実現に向けた財源の充実）**

自治体が地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を自主的・主体的に継続して実施できるよう、地方財政計画のまち・ひと・しごと創生事業費を継続・拡充すること。あわせて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとして十分な地方財源を確保すること。

地方創生推進交付金等の所要額確保と運用の一層の弾力化を図るとともに、デジタル田園都市国家構想推進交付金についても、地域の実情に応じた創意工夫のある取組を支援するため、継続的・恒久的に確保すること。

また、令和4年度までの措置となっている地方財政計画の地域デジタル社会推進費については、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できるよう、地域社会のデジタル化の推進に必要な経費を適切に計上すること。

### **（孤独・孤立対策の推進）**

コロナ禍において深刻化している孤独・孤立対策については、孤独・孤立対策推進会議において決定された「孤独・孤立対策の重点計画」を踏まえ、官・民・NPO等、多様な主体の総力を結集して、それぞれの地域において、その実情に応じた施策を展開できるよう、継続的な財政支援をはじめとして必要な支援を行うこと。

以上決議する。

令和4年6月1日

全 国 市 長 会